

担当手通信

第35号
平成31年3月発行

大仙市 農林部 農業振興課
大仙市大曲花園町1番1号
電話: 0187-63-1111
FAX: 0187-62-9388



今回のラインナップ

- ★平成30年度大仙市農業研修会 開催のお知らせ
- ★新たな農業経営指標を活用しましょう！
- ★第11回大仙農業元気賞 受賞者紹介
- ★理事変更（重任・再選）登記について



～今後の農業経営の参考に～

平成30年度『大仙市農業研修会』を開催します！

研修会は2部構成となっており、第1部では、新規就農者研修施設の研修生による研修報告を行います。第2部では、今後の農業経営の参考にしていただくための講演を行います。

講演の1つ目は、ほ場整備、農地集積、複合経営や園芸メガ団地について、秋田県や仙北地域における状況を先進事例などを交えお話ししていただき、当地域の進むべき方向性についてご提案いただきます。

また、講演の2つ目は、農業所得の増加や農業経営の維持・発展のため、地場農産物を積極的に活かした農業の6次産業化が求められている中、大仙市産いぶりがっこ生産振興や地域ブランドの確立に向け、今年度、市内各地に設置された試験ほ場でのいぶりがっこ用だいこんの栽培結果や試験ほ場のだいこんを漬け込んで作られたいぶりがっこ分析結果についてお話ししていただきます。

参加をご希望の方は、農業振興課または最寄りの各支所農林建設課まで、参加申込をお願いいたします。

■日時：平成31年3月18日（月）午後1時30分～午後4時50分

■場所：神岡農村環境改善センター（大仙市神宮寺字下川原前開100）

■申込：平成31年3月13日（水）まで 参加無料

■内容：（1）報告 大仙市新規就農者研修施設研修生研修報告

報告者：東部・西部新規就農者研修施設研修生 12名



（2）講演

① 「仙北地域農業の三位一体の推進について」（仮題）

講師：仙北地域振興局

② いぶりがっこ産地化に向けた研究成果について

「大仙市におけるいぶりがっこ用だいこん生産について」（仮題）

講師：秋田県立大学生物資源科学部 アグリビジネス学科

教授 吉田 康徳 博士（農学）



「大仙市試験栽培だいこんを原料としたいぶりがっこ分析調査」（仮題）

講師：秋田県総合食品研究センター発酵食品グループ

上席研究員 渡辺 隆幸 氏

「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

「新たな農業経営指標」は、農業経営の状況を確認し、経営の改善を進めるために活用していただくものです。

農林水産省ホームページ内にある「経営改善実践システム」に内容を打ち込むと、評価結果シートができあがり、自身の農業経営の改善点を把握することができます。

農林水産省ホームページ

- 組織・政策 → 経営 → 新たな農業経営指標
- 経営改善実践システム

または <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

認定農業者の方は、毎年の自己チェック結果を、農業経営改善計画の中間年（3年目）と最終年（5年目）に市へ提出していただく必要がありますので、忘れずに自己チェックに取り組むようお願いします。

~大仙市農業の若きけん引役として期待!!~ 第11回大仙農業元気賞に3人を表彰

大仙市内に居住する若手農業者で、先進的な取り組みに挑戦したり、地域や団体のリーダーとして活躍するなど、将来の大仙市の農林水産業を担う方々を表彰するために制定した「大仙農業元気賞」も、今年度で11回目を迎えました。

今回の受賞者は、平成30年9月4日に開催された表彰選考委員会において、関係団体などから推薦のあった方々から次の3名に決定しました。また、10月10日には、大曲エンパイアホテルで表彰式並びに受賞祝賀会が開催されました。



た　むら　とも　ひろ
田　村　智　宏さん（昭和52年生まれ 大仙市強首）

高校を卒業後、会社勤務を経て、平成25年に「農事組合法人 強首ファーム」に入社しました。強首ファームは、水稻、大豆、強首はくさい、花き等による複合経営を行っています。

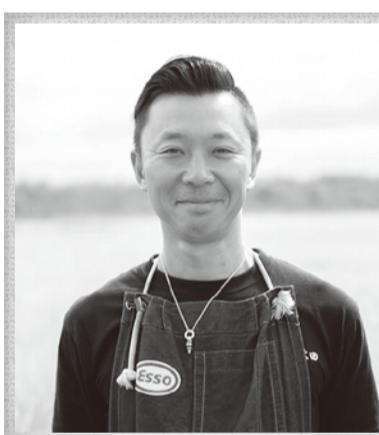
田村さんは、平成28年度は花きとソラマメを担当し、平成29年度からは大豆ほか野菜全般を担当しています。入社6年目でありながら、法人の作業を幅広く経験し、将来的には、法人の中心を担うことが期待されています。JA秋田おばこ西部エリア園芸振興協議会では、枝豆部会長として、枝豆の生育や防除等について生産者間の連絡調整を担っています。



お　とも　ひさし
大　友　寿さん（昭和46年生まれ 大仙市大沢郷）

高校を卒業後、関東で就職し、平成9年に帰郷して就農しました。平成14年に、「農事組合法人 アグリヘリ西仙」の前身である「椒沢（はつかみさわ）防除組合」に入り、平成21年、法人の設立と同時に、その理事に就任しました。アグリヘリ西仙は、水稻、麦、アスパラ、椎茸、里芋等を栽培するほか、無人ヘリコプターによる防除作業を受託しています。

大友さんは、法人設立当初から、その作業全般を担っており、特に、無人ヘリ防除では、オペレーターとして活躍し、地域の若い担い手の見本となっています。



たま　い　しん　た　ろう
玉　井　慎太郎さん（昭和53年生まれ 大仙市北長野）

専門学校を卒業後、関東で就職し、平成24年に帰郷してりんどう栽培を始めました。りんどうは「あきたの青」「バステルベル」等7品種を栽培しています。

玉井さんは、就農から7年目の若手ながらJA秋田おばこ花き部会副部会長や大仙市農業委員会委員として活躍しており、地域の農業者から厚い信望を得ています。若手花き農家で組織する団体「若花会」にも参加し、意見交換や先進地研修を通じて情報収集を積極的に行なうほか、父の経営する「農事組合法人 玉井屋」の作業を手伝うことで、花き以外の作物の技術習得にも努めています。



受賞のメリット
受賞後5年間、「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業（県単補助事業）」における市の協調助成率を嵩上げします!!
夢プラン事業：県の戦略作物の産地拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援するもの。県補助率4/12以内
市の協調助成率：通常：1/12→合計、事業費の5/12以内を助成 受賞者は最大で事業費の半分以上が助成されます!!
受賞者：3/12→合計、事業費の7/12以内を助成

～農事組合法人の皆さん、忘れずに!～

「理事変更（重任・再選）登記」



農事組合法人は、その設立登記の後、①名称、②事務所所在地、③理事の氏名・住所、④事業内容、⑤地区、⑥出資1口金額、⑦公告の方法、⑧出資口数、⑨払込済出資総額のいずれかに変更があった場合、変更登記を行わなければならぬことが農業協同組合法（農協法）で定められており、①から⑦については事由発生後2週間以内、⑧及び⑨については事業年度終了後4週間以内に登記しなければなりません。

このうち、③「理事の氏名・住所」については、定期総会時の役員交代に伴って特に変更が生じやすい部分であり、理事が交代して別の方になった場合はもちろん理事変更の登記が必要ですが、**理事が重任（再選）となった場合も、その都度登記が必要となります。**

理事全員が再選された場合でも、「通常総会終了とともに任期を迎える一旦退任し、改めて理事として選任された」と解釈されるため、変更登記（重任・再選登記）が必要となります。この登記を怠った場合、農協法の規定に基づいて役員が過料に処される場合がありますので、ご注意ください！